

令和3年度 第3回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月16日(水) 午後4時～5時
2. 開催場所 市庁舎分室サンロード津田沼6階 大会議室
3. 出席者
  - 【会長】 東邦大学 教授 朝倉 暁生
  - 【委員】 習志野法曹会 大谷 寛子
  - 千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会 浅田 和子
  - 習志野市小中学校長会 藤本 真由美
  - 習志野市民生委員児童委員協議会 赤城 裕
  - 習志野商工会議所 芦澤 直太郎
  - 習志野市建設協力会 杉山 雅崇
  - 習志野市連合町会連絡協議会 富谷 輝夫
  - ハミングフォーラム習志野 土肥 洋子
  - 【事務局】 協働経済部 部長 片岡 利江
  - 協働経済部 次長 江川 幸成
  - 男女共同参画センター 所長 中村 裕美
  - 主幹 篠塚 美由紀
  - 主任主事 川野 晃史
  - 職員 榊原 麻美

4. 議題

1) 報告

- (1) (仮称) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について
- (2) 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査結果及びロジック・モデル見直しのためのオンライン研修について

2) その他

5. 会議資料

- |            |   |
|------------|---|
| 事前配布資料 1-1 | 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について            |
| 事前配布資料 1-2 | 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)の考え方            |
| 事前配布資料 1-3 | パブリックコメント意見                               |
| 事前配布資料 1-4 | 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱(案)              |
| 事前配布資料 1-5 | 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度様式(案)              |
| 事前配布資料 2-1 | 習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査報告書(案)         |
| 事前配布資料 2-2 | 第3次男女共同参画基本計画成果指標一部抜粋(令和3年度調査結果)          |
| 事前配布資料 2-3 | 事業の作戦体系図(ロジックモデル)                         |
| 事前配布資料 2-4 | ワーク・ライフ・バランス推進のための協働型プログラムに関するオンライン研修(報告) |
| 当日配布資料     | 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)の考え方に対する意見      |

## 6. 議事内容

### 1) 会議録署名委員の指名

朝倉会長から会議録署名委員として、大谷委員、浅田委員を指名。

### 2) 報告

(1) (仮称) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 (案) について

○男女共同参画センター中村所長 事前配布資料の1-1、習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、令和3年度第2回男女共同参画審議会での説明の後、当事者団体へのヒアリング、先進自治体への調査、本市行政サービスの調査を経て、2月15日から3月16日まで、制度の考え方についてパブリックコメントを実施している。事前配布資料1-2は公表資料となっており、パートナーシップ制度を導入している千葉市、浦安市、船橋市、市川市のパブリックコメントの公表資料を参考に、制度の考え方と手続きの流れ、証明カードのイメージを掲載し、ホームページでの公開のほか、市役所や男女共同参画センターの窓口等で配布を行った。この資料に対し、令和4年3月15日現在、26人、29件の意見をいただき、現在、整理をしている。内容をまとめたものが、事前配布資料1-3である。今回のパブリックコメントは、制度を導入することについての賛成・反対を尋ねたものではないが、制度の導入に対し、慎重な意見や否定的な意見が多く寄せられている。これまで取り組んできている先進自治体の事例から、パートナーシップ制度は、性的少数者のための制度という受けとめ方をされていることがわかった。さらに、性的少数者への理解がされていないと感じている。今後、本市が進める多様性への理解、例えば、高齢者同士やひとり親同士のパートナーなど、地域で家族のように共同生活を送りたいと願う人を対象とする制度であることについて、しっかりと周知に取り組む必要があると認識している。また、事前配布資料1-3の4ページには、第2回審議会での意見を掲載した。制度の趣旨や効力についての意見をいただいている。その点は整理し、説明や広報等をしっかり行うこと、また、万が一意図しない制度の使われ方への対応として、事前配布資料1-4の要綱(案)の第12条及び第13条に規定をした。事前配布資料1-5は要綱に基づく様式だが、第1号様式が宣言する方に記載いただく書類である。裏面でパートナーシップ宣言時に、職員が面接によって、一つひとつ確認することを考えている。また、証明カードの名称についても意見をいただいているが、現在検討中である。事前配布資料1-4の要綱(案)と事前配布資料1-5の様式については、市役所の法務担当と調整を進めている。今後のスケジュールとして、パブリックコメントの意見を踏まえ、要綱を調整し、5月の制度告示を目指したいと考えている。パブリックコメントを行った結果、もう少しご理解いただけるものと思ったが賛成意見が一つもない状況であり、受けとめ方が、求めているものと違うと感じている。これから進めていくにあたり、どのようなことを行うとよいかなど意見をいただければ大変ありがたい。

●富谷委員 今後のスケジュールで、回答や意見が誤解されている部分もある中で、5月施行は、やや準備期間が短いのではないかと。本当ならば、誤解されている部分も含めて、審議会で意見を闘わすべきではないのか。誤解ではなく、PRの仕方の問題だとも思う。5月施行が絶対使命でないと思うので、検討したらどうか。

●男女共同参画センター中村所長 このスケジュールは、パブリックコメント開始前に予定していたものである。今回の意見及び富谷委員より指摘のあった誤解されている部分やPRが足りな

いという意見については、パブリックコメント資料の出し方について良くない点があったと反省しているところ。これからの進め方について内部で検討したい。しっかり準備期間を設けて進める方法も一つあると思うが、制度を進める中で周知するというやり方もあると思っている。いずれにしても、しっかりと周知を図るよう取り組みたい。

- 赤城委員** 先ほど説明もあったように、賛成・反対、社会秩序を乱すなどの意見があった。全員賛成ということはなかなかできないと思うので、それはいいと思うが、これを実施するにあたり、行政側が旗振りするわけで、これに関連する人たちの理解を深めていかないと、スタートしても、不平不満が募ることになると予測される。従って、不動産や病院など、パートナーシップカードを提示することで、対応してもらえる方々に対する市の取り組みや課題はどこまで整理されているのか。
- 男女共同参画センター中村所長** 市民生活をする上で、病院で家族としての扱いを受けてもらえない、不動産屋で家を借りられないなどの困りごとがあることを把握している。そこで、制度を作った段階から、病院、医療機関、不動産屋などに説明に歩き、理解をいただきたいと考えている。最初は窓口となる、例えば習志野市の医師会や不動産協会で説明させていただいた後、一つひとつ説明していきたいと考えている。特に、病院は、習志野市に市立病院がないので、総合病院などから、理解いただくように説明したいと考えている。
- 富谷委員** 制度構築するにあたり、男女共同参画基本計画で性の多様性に関する理解促進を課題として挙げており、計画期間の一つの使命でもあると考えるが、男女共同参画審議会の、この制度に対する責任や権能はどうか。審議会として、例えば提案するのか、市の施策として了とするのか、了とするならば、問題点について審議を重ねなければ、審議会として判断ができないと思う。もう一つとして、要綱で作ろうとしているが、要綱は市議会の議論はならず、市長の権限で設置できることから、市民の多くの代表者がこの制度の中身を熟知しないまま施行されてしまう。これはいかがなものかと感じる。要綱、内規、規定などあるが、要綱は条例の次に拘束力があり、法的な縛りが要綱だと希薄だという意見もパブリックコメントにはある。要綱であろうと、規程であろうと、そこに書かれていることは、拘束力があるから、条例や法律ではないから法的根拠ないという性格のものではない。返納しないときに公表することとしているが、公表しなかったらどうするか、公表することの意味が何かと考えると、本人心情に訴えるものと思う。罰則ではないから、資格を失ったけれども、カードを返してくれないから報告するという意味がよくわからない。その辺が、もう少し議論しなければいけないと思う。
- 朝倉会長** 立ち位置について、今一度確認したい。前回は今回も報告として審議会に付されている。富谷委員の発言にもあるように、この制度に対する審議会の関与度はどういうものなのか。その上で、審議会がなにかしら関与するのであれば、審議を重ねるというオプションがあってもいいのではないか。
- 男女共同参画センター中村所長** 習志野市男女共同参画推進条例にて、審議会の役割を掲げているが、パートナーシップ制度は特に該当しない。当初制度を検討するにあたり、取りかかりとして性の多様性からスタートした。その中で、1人で暮らす高齢者やひとり親など性的少数者ではないが、もしかしたら少数者と言われる方々を対象を広げた制度にすることとした。この時点で、男女共同参画審議会でも審議いただく範囲から少しボリュームが大きくなったと考えている。そこで男女共同参画審議会には審議ではなく、進捗状況の報告という形で案内させてい

ただいた。

- 朝倉会長 現在も審議会は報告を受けて、説明内容についてコメントをすればよいという立場でよいか。
- 男女共同参画センター中村所長 そのとおり。
- 富谷委員 了承したと言う以上は、いろいろな方のコメントにも質問があり、これらの回答がどうなるのかわからないまま、了承することは無責任と思う。
- 朝倉会長 よくわかります。我々審議会です承するのであれば、パブリックコメントに対する事務局の回答案を示していただき議論する必要があるでしょうし、報告に対しコメントを返すのであれば、あくまでも、この制度の責任は事務局で持っていたきたい。
- 協働経済部片岡部長 今回のパートナーシップ制度について、通常、審議会に諮問事項として意見を伺うところだが、今回は、事務局主導のもと、事業の一つとして、取り組むところであり、今回、承認といったものではなく、これから進めるにあたり、こうしたほうがよいのではないかなど、意見をいただきたいと考えている。いただいたパブリックコメントに対して市がどのように考えているのか知りたいという点は、回答がまとまり次第、報告したいと考えている。また、5月施行を目標にしているが、その前に審議会が開催できるのであれば、会議の中で報告できればと考えている。
- 土肥委員 虚偽その他不正な方法により、カードの交付を受けた場合の防止のために12条、13条があるが、カードを取得した時には虚偽がなくとも、その後関係が変わることもあり、更新や期限を決めたらどうか。そうするとホームページに掲載するよりも、実態を把握できるのではないか。
- 男女共同参画センター中村所長 有効期限を定めた方がよいという意見については、確かに防止をする、悪用を未然に防ぐために、その方法も一つあると感じている。意見として検討させていただきたい。
- 大谷委員 習志野市男女共同参画推進条例15条の諮問事項に当たらないことに驚いているが、男女共同参画の推進に関する重要事項に当たらないのか。この制度は、かなり重要だと思っていて、これが諮問事項でなければ審議会の意義ってなにかという感じが正直する。拙速かどうかという以前の問題として、配慮だとは思いますが、今回これを許してしまったら、事務局で、恣意的に選別をした上で、時間がかかるようなことは報告で済ませることができてしまう。それはそもそもの審議会の運営としてどうなのかと思う。施行前に審議会があるかわからないので、先ほど事務局にパブリックコメントの回答案を作成し渡したが、その件は後で説明する。少し確認したいのだが、まず経過としてヒアリングやアンケート調査をしたとあるが、この資料はもらえないのか。
- 男女共同参画センター中村所長 後程提出したいと思う。
- 大谷委員 それを踏まえないとわからないところがあると思う。また要綱のたてつけとして、制度の悪用の場合、そういう悪用や不正証拠があった場合にカードを返還させるために第12条があるのがおかしい。申請があって、宣言をして、パートナーシップ・ファミリーシップ関係となったうえで、それを認証する証明書としてカードが発行される。カードを返させばいいわけではなく、そもそも認証という行為を取り消す行為がないといけない。返還しただけならば、再発行ができてしまう。きちんと無効条項、取消条項を作らないと、その権利関係がおかしい

ことになると思うし、無効条項は、多分一般的にはあると思う。あと、理解が得られていない、反対意見が多いという点について、私も前回の審議会で、ファミリーシップという子どもが絡む以上、それなりの反対的な意見はあるのではないかとこのことを申し上げたと思う。千葉県内で先行してファミリーシップを取り入れた市川市のパブリックコメントは、かなり好意的で、ほぼ全員賛成で、もっとやってもいいみたいなパブリックコメントが出ている。もし、アンケートを取ったのであれば、どのような広報、啓発を経て、市民の意識を醸成したのか、ぜひ聞いておいた方がいい。関係者ではないのでわからないが、おそらくこの広報啓発は市だけで行っているものではないと思う。協力関係にある市内の団体と意見交換など行っていて、もちろん市でも発信をするが、そのNPOなどの団体の方で市を盛り上げるなど、外の力を借りないと、失礼な言い方かもしれないが、習志野市規模の自治体でやれと言っても難しいと思う。人的な問題もあるので、制度の導入の可否や時期はさておき、こういう発想があった方がいいと思う。ちなみに、この制度の導入に関して予算はあるのか。その予算は何費なのか。その用途はなにか。

- 男女共同参画センター中村所長** パートナーシップ制度についての令和4年度の予算は事務費として11万円を計上し、現在、議会にかけている。内容は、カード、チラシ、制度に関するガイドブック作成費。また、制度に理解いただけた市内の医療機関、不動産屋の玄関に貼っていただくステッカーの作成を予定している。
- 大谷委員** 予算規模が多額ではない、少額とは言え、予算を伴う以上、周知徹底が誠意であり、条例か要綱かに関係なく必要とは思ふ。パブリックコメントの回答で、今回の制度が性的少数者だけが対象かどうかという問題ではない。そもそもの概念やその基本計画そのものが全く理解できてないから、こういうことが起きると思う。パブリックコメントが全くない状態ではないことはよかったと思っているので、この回答をきっちり作って、周知徹底の対応をすることは、最低限やらなければいけないと思う。この制度を引っ込める必要はないと思うし、政策はある程度賛否両論があるから必要になるものだと思っている。男女共同参画基本計画は市長が勝手にやったわけではなく我々審議会も諮問し了承しているものなので、それに関してきちんと説明し、それで理解できていないというのであれば制度を先に作ることも発想としてはいいと思う。この制度があって、後から醸成されていく部分もあると思うので、先に始めることは問題ないと思っている。パブリックコメントの回答という形で、改めて基本計画の考え方そのものの理解を得る、少なくとも努力をする、その前提で、制度を作って、逆に理解いただく必要性という需要を掘り起こすという発想はいいと思う。逆に回答の難しいコメントも多々あるが、制度によって虐待が起きるとか、その家庭の崩壊が起きるとするのは、法律婚だろうが内縁だろうが起きていることなので、それについては引き続きやっていくことをきちんと明言された方がいいと思う。
- 男女共同参画センター中村所長** 大谷委員から意見をいただいた無効条項について、市の法務担当と相談したいと思う。市川市が令和4年2月から新しくパートナーシップ・ファミリーシップ制度を始めたということで、市川市の職員と話をしたところ、もともと議会での意見があり、昨年5月に協議会を設置し、当事者、法律関係の方などを交え、検討を重ねた結果、パブリックコメントを行い、2月にスタートしたと伺った。習志野市は協議会を設置しておらず、パブリックコメントで初めて市民の方が知る形となり、性の多様性についての周知が足りない、本

市がやろうとしていることの理解が足りていないことは、今回の意見をいただく中で、認識を改めているところである。今後、今回のことを踏まえて進めていきたいと考えている。

- 大谷委員** 市民の方が知ったのが、令和4年1月。申し訳ないが理解することは無理である。仮に意識が高く、LGBTへの意識が浸透していたとしても、やはり難しい問題をはらんでいたと思う。協議会を設置しろとは言わないが、先ほども言ったように、何かしら外部の力を借りる、講演会をやることでも別に構わないが、やはり向き合う努力が必要。おそらく市川市はこうした批判を経て、美しいパブリックコメントになっていると思う。賛否両論あった方がいいと思うので、そこまでやることは難しいと思うが、拙速すぎたという感じがする。
- 朝倉会長** 事務局として、大谷委員の意見を踏まえ、今後のプロセスや施策展開を考えていただきたい。必要があれば、審議会に諮問していただいても構わない。これは重要案件だと思う。前回から報告という形に違和感はあった。すぐに施行とはならないという認識でよいか。気が付いたら5月にスタートしていたということがないという認識でよいか。
- 協働経済部江川次長** 大谷委員や他の委員の指摘どおり、拙速すぎるということ、周知不足、市民が理解されてない結果として、パブリックコメントの意見が出ているという事実を受け止め、もう一度足元をしっかり見直し、どのように仕切り直しができるのか考えたい。富谷委員の指摘にもあったとおり、5月の制度導入が絶対的な条件ではないので、先延ばしすることも含め、仕切り直しをしたいと考えている。

(2) 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査結果及びロジック・モデル見直しのためのオンライン研修について

- 男女共同参画センター中村所長** 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査について第2回審議会でも中間報告を行った。このたび調査報告書案がまとまったので報告をさせていただく。事前配布資料2-1、報告書1ページ、調査の概要をご覧いただきたい。市内事業所のワーク・ライフ・バランスの推進のために、現状把握を目的とする調査を、平成27年度から3年ごと、平成27年度、平成30年度、令和3年度と実施した。調査期間は令和3年7月23日から令和3年8月6日、調査対象は無作為抽出した市内1,000事業所に郵送、配布した。有効回答数232件、回答率は24.4%。問25、女性管理職の人数の割合は、女性従業員がいる事業所のうち、約6割に女性管理職が配置されている。女性管理職が1から5人いる事業所は56.5%で、調査開始時から少しずつ増加。問1、週50時間以上を超える長時間勤務をしている従業員の割合は、平成27年度は18.6%の事業所が「いる、半数以上いる」と回答したが、令和3年度は8.7%と、10ポイント減少。問2、従業員の余暇活動として、地域活動、文化活動、趣味の活動を持てるようになってきているかという質問に対し、61.6%が「持てるようになってきている」と回答。調査開始の平成27年の55.3%から6.3ポイント増加。問3、従業員が家族と過ごす時間が持てるようになってきているかという問いに対し、76.2%が「持てるようになってきている」と回答。調査開始の平成27年度の66.2%から10ポイント増加。事前配布資料2-2、先ほど説明した女性管理職がいる事業所、週50時間以上の長時間労働者がいる事業所、従業員が余暇活動の時間をおおよそ持てている事業所、従業員が家族との時間を持てている事業所の4項目を第3次男女共同参画基本計画の成果指標とし、平成31年3月時点を基準値として、令和7年度の目標値を定めてい

る。①女性管理職のいる事業所は、女性管理職が1名以上いる割合が平成31年3月時点で59.3%、令和3年度は59.5%とほぼ変化は見られない。②週50時間以上の長時間労働勤務者がいる事業所は、基準値で11.4%、令和3年度は8.7%と減少。③従業員が余暇活動時間をおおよそ持っている事業所の割合は、基準値で62.2%、令和3年度は61.6%とやや減少。④従業員が家族との時間をおおよそ持っている事業所の割合は、基準値で69.9%、令和3年度は76.2%とやや増加。従業員の長時間労働の労働者の減少と従業員が家族との時間を持っている割合は増加。令和3年7月から8月はまん延防止等重点期間であり、8月3日以降は緊急事態宣言が発令された期間である。新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、在宅期間が増え、②長時間労働者の減少及び④家族との時間をもっている割合が増加したのと思われる。また③余暇活動時間の若干の減少は、三密回避による社会活動の制限の影響で、地域活動や文化活動に影響が出たものと推察される。今回の調査結果は感染症による社会活動の制限が影響していると思われるため、今回の調査と次回の調査の結果をもって推進状況を判断していかなければならないと考えている。事前配布資料2-3は本市のワーク・ライフ・バランスの推進に関する戦略の図である。平成26年度に男女共同参画審議会の委員、市民活動団体、商工会議所及び企業の皆様とともに、市の職員も参加し、意見を出し合い作成し、そのロジックモデルを平成30年度のワークショップでさらに見直しをしたものである。最終アウトカムに目指したい社会の状態や、中間アウトカムすなわち市レベルでコントロールしていく現実的なアウトカムを実施主体である市や事業所、市民と共有し、それぞれが行動し、目指したい状態に近づけるという戦略図である。事前配布資料2-4、今回の事業所調査の結果を踏まえ、当初令和4年2月10日にワークショップを開催し、ロジックモデルの見直しに取り組む予定だったが、まん延防止措置期間のため、内容を変更して、令和4年2月28日にオンライン研修を開催した。研修会は、ワークショップの半分の時間で、オンラインという制約もあり、十分な意見の出し合いや共有まで到達することはできなかったが、いただいた意見を踏まえ、男女共同参画センターでロジックモデルの見直しや今後の活用について検討する予定である。

- 朝倉会長 これについては、今後もまた継続的に続けていくと認識している。何か意見等があれば事務局に連絡いただきたい。

### 3) その他

- 男女共同参画センター中村所長 本日報告したワーク・ライフ・バランスの事業所調査の報告書は、今後、印刷製本し、正式に出来上がったらお送りさせていただく。パートナーシップ制度の報告にあった、当事者のヒアリングや千葉市の聞き取り、先進自治体のアンケートも一緒に送付させていただく。
- 朝倉会長 本日で令和3年度の男女共同参画審議会が終了となる。また、第9期審議会委員においても、3月31日をもって満了となる。せっかくの機会なので、一言ずつコメントをいただきたい。
- 赤城委員 3期務め、いろいろな形で勉強させていただいた。民生委員の協議会からの推薦だが、11月で民生委員の任期を迎える。後継がどうなるかは決まっていないが、次期からは、私に変わり新しい人が出てくると思う。
- 藤本委員 大変勉強になった。ワーク・ライフ・バランスということで、働き方改革を学校現場

でもやらなければいけないというところでは、ヒントを得たり、勉強させていただいた。

- 浅田委員** 私もバトンタッチすることになった。学ぶ機会をいただいて、いろんなことを経験させていただいた。
- 大谷委員** 丸8年ぐらい委員を務め、今回もおそらく続投になると思う。毎回いろいろなことを言って申し訳ないが、4月以降も続投であれば頑張るのでよろしくをお願いしたい。
- 杉山委員** 今期から参加した。知らないことを学ぶ機会をいただき、本当に感謝している。来期も、務める予定なので、よろしくをお願いしたい。
- 富谷委員** 昭和の男なので、男女平等という意識を若いころに持っていなかった。この委員をやることによって、目から鱗だった。立場上いろいろなことをやっており、それぞれの地域で男性女性という区別なく活動をやる立場でもある。来年も継続の予定であり、一緒に学ばせていただきたいと思う。
- 土肥委員** 2期務めさせていただいた。男女共同参画も随分進んできたとは思いますが、その進み方が、大企業がうまく女性を使うことにシフトしていて、おだてられて使われると大変な部分もあることや、今度はIT化が進むと、男性が差別される部分も出てくる。また、移民の人がたくさん入ってくると日本人がいて外国人がいる階層ができる可能性もあるので、いろいろなことで、もっと考えなければならないと感じている。まだまだわからないことがたくさんあるが、最近はやや内閣府のPRを読むようになった。審議委員になったことがいいきっかけだったと思っている。
- 朝倉会長** 協働経済部片岡部長より挨拶の申し出があったのでお願いしたい。
- 協働経済部片岡部長** 今期はコロナ禍ということで、会議も中止になり、なかなか顔を合わせながら、意見をいただくことができなかったが、その中であっても、このパートナーシップ制度、あるいは事業所調査にも着手できた。本市の男女共同参画推進は、まだまだ続き、もっとやらなければならないということも見えている。今後とも皆様のお力添えをいただきながら進めて参りたいと思う。あわせて、本市では毎年、習志野市功労者表彰を行っており、今回審議会の委員である浅田和子委員が表彰をされた。德行表彰として、ワクチンの職域接種を実施いただき、接種の加速化にご尽力をいただいたということで、朝倉委員が在籍される東邦大学様も表彰されているので、報告させていただく。
- 朝倉会長** 閉会にあたり、芦澤副会長より一言お願いしたい。
- 芦澤副会長** 私自身、およそ10年間委員を務めた。個人的には、商工会議所からの推薦ということで、軽い気持ちで引き受けたが、ワーク・ライフ・バランスが世の中で非常に注目を集めるようになったり、その後、女性の活躍あるいは職場の中での様々な働き方改革に関する課題が湧き上がり、当事者としてますます身が引き締まってきている。皆様と同様に、審議会自体が、性別はもとより、年齢や立場が違う人が意見を出し合いながら、また行政の考えを聞くということで大変勉強となった。多少なりとも習志野市の男女平等参画を推進していく上で、役に立っていればいいと思っている。先ほど委員の皆さんの挨拶にもある通り、バトンタッチされる方が多いようだが、私も商工会議所の役員の改選が控えており、どこかのタイミングで変わる可能性がある。ただ、委員を続ける続けないにかかわらず、習志野市の産業経済をまとめる立場として、引き続き、習志野市と連携して、ますます男女共同参画が進むことを、車の両輪のように、タイアップしていきたいと思っている。世界に目を向けると、北京のパラリンピ



ックがあって、障がいをお持ちの方が活躍していることに感動したと思えば、ロシア、ウクライナでは、家族が引き裂かれてしまったり命を落としたり、また、駅で別れている姿を見ると、いわゆる女性や子どもは、電車や列車に乗って避難している。それを見送る男性は、自らの意思なのかあるいは国が制限をかけているのかわからないが、男の役割として国を守るといったような国がこの地球上に実際あるのだと。日本人としては自らのこととは感じにくいですが、一步間違えると日本もそうかもしれないし、今、平和であることを享受しながら、少しでも、世界のために、自らの足元を、町であれ職場であれ家庭であれ、そこで一人ひとりが個性を発揮して、幸せに暮らしていけることが、本当に人間としての役割や務めと感じている。

●朝倉会長 これをもって閉会とする。